

〔青少年のための環境浄化に関する条例〕をここに公布する。

青少年の健全な育成に関する条例
(平一七条例一八・改称)

目次

- 第一章 総則(第一条—第十一条)
- 第二章 青少年の健全な育成に関する施策(第十二条—第十六条)
- 第三章 青少年の健全な育成のための環境の整備(第十七条—第四十三条の二)
- 第四章 大分県青少年健全育成審議会(第四十四条)
- 第五章 雑則(第四十五条・第四十六条)
- 第六章 罰則(第四十七条—第四十九条)
- 附則

第一章 総則
(平一七条例一八・章名追加)

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、県民、事業者及び県の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の大綱を定めるとともに、青少年の健全な成長を害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(平一七条例一八・全改)

(基本理念)

第二条 青少年は、良好な環境の中で、社会的に自立した個人として心身ともに健やかに成長するように配慮されなければならない。

2 青少年の健全な育成については、家庭、地域、学校、職場等のすべての構成員が、それぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。

(平一七条例一八・追加)

(定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者(他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除く。)をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、雇用主、児童福祉施設の長、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- 三 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するものをいう。
- 四 深夜 午後十一時から翌日の午前四時までをいう。
- 五 図書等 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他これらに類するものをいう。
- 六 がん具類等 がん具類、刃物及び器具類をいう。
- 七 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

(平二〇条例一二・全改、平二五条例一五・一部改正)

(県民の責務)

第四条 すべて県民は、青少年が健全に育成されるように努め、これを害するおそれのある行為から青少年を保護しなければならない。

(平一七条例一八・追加)

(保護者等の責務)

第五条 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを自覚して、青少年を監護し、及び教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は、互いに協力し、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(平一七条例一八・追加)

(地域住民の責務)

第六条 地域社会において、住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

(平一七条例一八・追加)

(学校、職場等の関係者の責務)

第七条 学校、職場等において青少年の育成に携わる者は、互いに連携し、その職務又は活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

(平一七条例一八・追加)

(事業者の責務)

第八条 事業者は、県及び市町村が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、その事業活動により青少年の健全な成長を害しないように努めなければならない。

(平一七条例一八・追加)

(青少年の責務)

第九条 青少年は、常に社会の構成員としての自覚と責任をもつて行動するとともに、社会的に自立した個人として成長するように努めなければならない。

(平一七条例一八・追加)

(県の責務)

第十条 県は、行政のすべての分野において、青少年の健全な育成に関する施策を積極的に推進する責務を有する。

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策の推進に当たっては、国、市町村その他関係機関と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(平一七条例一八・追加)

(条例の解釈適用)

第十一条 この条例は、青少年の保護と健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(平一七条例一八・旧第二条繰下)

第二章 青少年の健全な育成に関する施策

(平一七条例一八・章名追加)

(施策の基本等)

第十二条 県は、行政の全ての分野において、青少年の健全な育成に関し、次に掲げる施策を総合的に調整し、計画的に推進するものとする。

- 一 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年の育成に携わる指導者の養成及び確保
- 三 青少年の活動の場としての文化施設、スポーツ施設その他の施設の整備
- 四 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の非行の防止
- 五 青少年の健全な育成に関する相談の実施
- 六 青少年の健全な育成に関する調査研究及び情報の提供

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策を推進するに当たり、前項に掲げる施策に係る総合的な基本計画を策定し、これを公表するものとする。

3 基本計画は、国の行う青少年の健全な育成に関する施策との調和を保つとともに、市町村の行う青少年の健全な育成に関する施策及び関係機関の活動の実態を考慮して策定するものとする。

(平一七条例一八・追加、平三〇条例四〇・一部改正)

(顕彰)

第十三条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げるものを顕彰することができる。

- 一 青少年又はその団体で、その行動又は活動が他の模範になると認められるもの
- 二 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの

(平一七条例一八・追加)

(優良興行等の推奨)

第十四条 知事は、興行又は図書等の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

2 知事は、前項の推奨をしようとするときは、あらかじめ大分県青少年健全育成審議会(以下この条において「審議会」という。)の意見を聞かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、審議会の意見を聞かないで前項の推奨をすることができる。

3 知事は、前項ただし書の規定により推奨をしたときは、速やかに審議会にその旨を報告しなければならない。

4 知事は、第一項の推奨をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(昭五四条例二四・昭六一条例四・一部改正、平一七条例一八・旧第六条繰下・一部改正、平二〇条例一二・一部改正)

(家庭の日)

第十五条 県民が青少年の健全な育成に関し家庭の果たす役割についての理解を深める日として、毎月第三日曜日を家庭の日とする。

(平一七条例一八・追加)

(青少年の日)

第十六条 県民が協力して青少年の健全な育成に関する活動を行う日として、毎月第三金曜日を青少年の日とする。

(平一七条例一八・追加)

第三章 青少年の健全な育成のための環境の整備

(平一七条例一八・章名追加)

(深夜外出の制限)

第十七条 保護者は、特別の事情のある場合のほか、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受けないで、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 深夜において営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(平八条例一一・一部改正、平一七条例一八・旧第七条繰下、平二〇条例一二・平二五条例一五・一部改正)

(質受けの制限)

第十八条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋は、青少年から物品(有価証券を含む。)を質にとつてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、若しくは同意を得たと認められる場合又は真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(平一二条例四三・一部改正、平一七条例一八・旧第八条繰下)

(古物買受け等の制限)

第十九条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第三項に規定する古物商又は金属くずの売買若しくは交換を業とする者は、青少年から物品を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換(交換の委託を受けることを含む。)をしてはならない。この場合において、前条ただし書の規定を準用する。

(昭五四条例二四・平八条例一一・一部改正、平一七条例一八・旧第九条繰下・一部改正)

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第二十条 何人も、興行でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

- 一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
- 二 著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれがあるもの
- 三 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがあるもの

2 知事は、興行の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行の内容の全部又は一部を有害興行に指定することができる。

3 第十四条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。

4 興行場経営者又は興行を主催する者は、第二項の規定により指定された有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、指定があつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を、その興行を行う期間掲示し、その興行を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。

(昭五四条例二四・一部改正、平一七条例一八・旧第十条繰下・一部改正)

(有害図書等の指定及び販売等の制限)

第二十一条 何人も、図書等又は電気通信を利用して得た影像若しくは音声でその内容が前条第一項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、聞かせ、若しくは読ませ、又は販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないように努めなければならない。

2 知事は、図書等の内容が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

3 第十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定について準用する。

4 前条第一項第一号の規定に該当する図書等(第二項の規定により指定された図書等を除く。)で、次に掲げるものは、青少年に有害な図書等とする。

一 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した場面で規則で定めるものを掲載する紙面(表紙を含む。)のページ数が合わせて十ページ以上のもの又は当該刊行物の総ページ数の十分の一以上を占めるもの(当該刊行物の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。)

二 電磁的記録に係る記録媒体その他これらに類するもの(以下「記録媒体等」という。)であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものを収録する時間が合わせて三分以上であるもの又は当該場面の数が十以上であるもの(当該記録媒体等の内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。)

5 図書等の販売又は貸付けを業とする者(以下「図書等販売業者等」という。)は、第二項の規定により指定された図書等又は前項の規定に該当する図書等(以下「有害図書等」という。)を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

- 6 図書等販売業者等は、有害図書等を陳列するときは、間仕切り等によつて仕切られた場所等への陳列その他の規則で定める方法により、当該有害図書等を他の図書等(次条第二項の表示図書等を除く。)と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- 7 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳列の方法を改善し、又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。
- 8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 9 前三項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に有害図書等が陳列される場合は、適用しない。

(昭六二条例四・平四条例一七・平八条例一一・一部改正、平一七条例一八・旧第十一条繰下・一部改正、平二〇条例一二・平二五条例一五・一部改正)

(表示図書等に係る努力義務)

第二十一条の二 図書等の発行を業とする者は、その発行する図書等の内容について、図書等の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理規程等により自主規制を行うもの又は自らが、第二十条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等に、青少年に見せ、聞かせ又は読ませることが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。

- 2 図書等販売業者等は、前項に規定する表示をした図書等(有害図書等を除く。以下「表示図書等」という。)を青少年に販売し、又は貸し付けないように努めなければならない。
- 3 図書等販売業者等は、表示図書等を陳列するときは、当該表示図書等を他の図書等(有害図書等を除く。)と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

(平二〇条例一二・追加)

(青少年のインターネット接続機器利用に係る保護者等の責務)

第二十二条 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「環境整備法」という。)第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。)又は青少年有害情報フィルタリングサービス(同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用により、インターネットと接続する機能を有する機器を適切に管理し、青少年が当該機器を使用して青少年有害情報(同条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を閲覧し、又は視聴することがないように努めるとともに、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用を適切に管理するように努めなければならない。

- 2 保護者は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。
- 3 インターネット接続役務提供事業者(環境整備法第二条第六項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とするものは、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

(平二五条例一五・全改)

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

第二十二条の二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、環境整備法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の規則で定める事項を説明するとともに、当該事項を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として締結されていた携帯電話インターネット接続役務(環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。第二十二条の三第二項において同じ。)の提供に関する契約の内容を変更し、又は更新する場合であつて、引き続き青少年有害情報フィルタリングサービスを利用する旨の申出があつたときは、この限りでない。

- 2 保護者は、前項本文の規定により説明書の交付を受けた場合において、環境整備法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、又は環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次条第二項において同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、規則で定める事項を記載した書面又は電磁的記録(以下「書面等」という。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により書面等の提出を受けた場合は、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日(当該青少年が他の法令により成年者と同一の能力を有することとなつた日を含む。)のいずれか早い日までの間、当該書面等又は当該書面等(書面に限る。)に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

(平二五条例一五・追加、平三〇条例二一・一部改正)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の保護者に対する説明等に係る勧告等)

第二十二條の三 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前条第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受け、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置が講じられていない特定携帯電話端末等(環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。)を使用していると認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わなかったときは、住所、氏名又は名称及びその勧告内容を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平二五条例一五・追加、平三〇条例二一・一部改正)

(インターネットの利用をさせる営業を営む者の責務)

第二十二條の四 客にインターネットの利用をさせる営業で区画された客席を設けて営むものを営む者は、青少年にインターネットの利用をさせる場合は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧又は視聴を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二五条例一五・追加)

(インターネットの適切な利用に関する啓発等)

第二十二條の五 県は、インターネット接続役務提供事業者その他の者と連携し、青少年によるインターネットの適切な利用に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

(平二五条例一五・追加)

(有害がん具類等の指定及び販売等の制限)

第二十三條 何人も、がん具類等で次の各号のいずれかに該当するものを青少年に所持させないように努めなければならない。

一 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を害するおそれがあるもの

二 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの

2 知事は、がん具類等が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に有害ながん具類等として指定することができる。

3 第十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定について準用する。

4 第一項各号のいずれかに該当するがん具類等(第二項の規定により指定されたがん具類等を除く。)で、次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類等とする。

一 圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具類で規則で定める機能を有するもの

二 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

5 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、第二項の規定により指定されたがん具類等又は前項の規定に該当するがん具類等(以下「有害がん具類等」という。)を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

(平八条例一一・追加、平一七条例一八・旧第十一条の二繰下・一部改正、平二〇条例一二・一部改正)

(自動販売機等による有害図書等及び有害がん具類等の販売の制限等)

第二十四條 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者及びこの者から図書等又はがん具類等を自動販売機等に収納することの委託を受けた者(以下「自動販売機等業者」という。)は、有害図書等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等業者は、自動販売機等に収納されている図書等又はがん具類等について第二十一条第二項又は前条第二項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書等又は当該がん具類等を撤去しなければならない。

3 前二項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機等が設置されている場合は、適用しない。

4 知事は、第一項の規定に違反した者又は第二項の規定に違反している者に対し、第二十一条第二項又は前条第二項の規定により指定された有害図書等又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(昭五二条例四〇・追加、昭五四条例二四・一部改正、平八条例一一・旧第十一条の二繰下・一部改正、

平一七条例一八・旧第十一条の三繰下・一部改正、平二〇条例一二・一部改正)

(図書等及び玩具類等の自動販売機等への収納の制限)

第二十五条 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内においては、第二十条第一項各号のいずれかに該当する図書等又は第二十三条第一項各号のいずれかに該当する玩具類等を自動販売機等に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所については、この限りでない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)

二 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

四 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規定する公民館

五 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第二項に規定する指定施設

六 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

(平八条例一一・追加、平一七条例一八・旧第十一条の四繰下・一部改正、平一八条例五一・令五条例一二・一部改正)

(自動販売機等の設置の届出等)

第二十六条 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者は、図書等又はがん具類等(第二十三条第一項第二号に該当するものに限る。次項において同じ。)を収納する自動販売機等を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置する日の十五日前までに、自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び電話番号

二 自動販売機等を管理する者の住所、氏名及び電話番号

三 自動販売機等の設置場所

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項第二号の自動販売機等を管理する者は、当該自動販売機等の所在する市町村に住所を有し、常に連絡をとることができる者で、当該自動販売機等に収納している図書等又はがん具類等について第二十一条第二項又は第二十三条第二項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書等又はがん具類等を撤去することができるものでなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、十五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、その使用する自動販売機等の表面の見やすい箇所に、同項第一号及び第二号に規定する事項を表示しなければならない。

(平八条例一一・追加、平一七条例一八・旧第十一条の五繰下・一部改正)

(有害広告物の掲示の制限)

第二十七条 何人も、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条に規定する屋外広告物又は屋内に掲示する広告物(以下「広告物」という。)でその内容が第二十条第一項各号のいずれかに該当するものを掲示しないように努めなければならない。

2 知事は、広告物の内容が第二十条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に当該広告物の除去又は内容の変更を命ずることができる。

3 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の命令について準用する。

(平一七条例一八・旧第十二条繰下・一部改正)

(宣伝文書等の掲示及び配置の制限)

第二十八条 何人も、青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあると認められる内容で規則で定めるものを記載した文書、図面その他の物品で広告又は宣伝の用に供されるもの(以下「宣伝文書等」という。)を電話ボックスその他の規則で定める場所に掲示し、又は配置してはならない。

2 知事は、前項に規定する宣伝文書等に係る営業を営む者又はその者から委託を受けた者が、同項の規定に違反して宣伝文書等を掲示し、又は配置している場合は、当該宣伝文書等に係る営業を営む者に対し、当該宣伝文書等の除去その他の必要な措置を命ずることができる。

(平一七条例一八・追加)

(青少年に対する利用カード等の販売等の禁止)

第二十九条 何人も、青少年に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業(以下「ツーショットダイヤル等営業」という。)に関して提供する役務を利用するために必要な情報(電話番号、暗証番号、会員番号その他の記号をいう。以下「利用情報」という。)若しくは利用情報を表示した文書その他の物品(以下「利用カード」という。)を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用情報を教示してはならない。

(平一四条例二四・全改、平一七条例一八・旧第十二条の二繰下)

(自動販売機への利用カードの収納の制限)

第三十条 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機が設置されている場合は、この限りでない。

(平八条例一一・追加、平一四条例二四・旧第十二条の五繰上・一部改正、平一七条例一八・旧第十二条の三繰下・一部改正)

(利用カードの自動販売機の設置の届出等)

第三十一条 前条ただし書に規定する場合において、自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、自動販売機を設置する日の十五日前までに、自動販売機ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- 二 自動販売機を管理する者の住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- 三 自動販売機の設置場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、公安委員会規則で定めるところにより、十五日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その使用する自動販売機の表面の見やすい箇所に、同項第一号及び第二号に規定する事項並びに青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を表示しなければならない。

(平八条例一一・追加、平一四条例二四・旧第十二条の六繰上、平一七条例一八・旧第十二条の四繰下)

(ツーショットダイヤル等営業及び利用カードの販売に係る広告物等の制限)

第三十二条 何人も、風適法第三十一条の十三第一項及び風適法第三十一条の十八第一項において準用する風適法第二十八条第五項に規定する広告制限区域等(以下「広告制限区域等」という。)において、ツーショットダイヤル等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る広告物を表示してはならない。ただし、風適法第三十一条の十二第一項に規定する届出書を提出した者の当該届出書に係る営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合については、この限りでない。

2 何人も、広告制限区域等において、ツーショットダイヤル等営業に係る名称、所在地若しくは電話番号又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を記載した宣伝文書等を頒布し、又は人の住居に配り、若しくは差し入れてはならない。ただし、風適法第三十一条の十二第一項に規定する届出書を提出した者の当該届出書に係る営業所の内部において宣伝文書等を頒布する場合については、この限りでない。

3 前二項の規定は、風適法第三十一条の十三第一項又は風適法第三十一条の十八第一項において準用する風適法第二十八条第五項の規定が適用される場合については、適用しない。

(平一四条例二四・追加、平一七条例一八・旧第十二条の五繰下・一部改正)

(警察職員の中止命令等)

第三十三条 警察官及び少年補導職員(以下「警察職員」という。)は前条第一項又は第二項の規定に違反する行為を現に行っている者に対し、その行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

(平一四条例二四・追加、平一七条例一八・旧第十二条の六繰下)

(公安委員会の除却命令等)

第三十四条 公安委員会は、第三十二条第一項又は第二項の規定に違反する行為を行つた者(その者がツーショットダイヤル等営業を営む者又は利用カードの販売を業とする者(以下この条において「営業者」という。))の代理人、使用人その他の従業者であつて、その営業者の業務に関し当該違反行為を行つたときは、その営業者を含む。)に対し、当該違反行為に係る広告物の除却、宣伝文書等の配布の禁止その他必要な事項を命ずることができる。

(平一四条例二四・全改、平一七条例一八・旧第十二条の七繰下・一部改正)

(青少年のツーショットダイヤル等営業の利用の禁止)

第三十五条 何人も、青少年にツーショットダイヤル等営業を営む場所に立ち入らせ、ツーショットダイヤル等営業に係る電話番号に電話をかけさせ、又は宣伝文書等を受け取らせないように努めなければならない。

(平八条例一一・追加、平一四条例二四・一部改正、平一七条例一八・旧第十二条の八繰下)

(深夜遊技場等への立入りの禁止)

第三十六条 興行を主催する者又は客に遊技を行わせる営業で規則で定めるもの(以下「遊技業等」という。)を営む者(以下「遊技業者等」という。)は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

2 遊技業者等は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の深夜における立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(平八条例一一・全改、平一七条例一八・旧第十三条繰下)

(いん行又はわいせつ行為の禁止)

第三十七条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、見せ、又は聞かせてはならない。

(昭五四条例二四・追加、平一七条例一八・旧第十三条の二繰下)

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第三十七条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うように求めること。
- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

(平三〇条例五六・追加)

(有害行為のための場所の提供等の禁止)

第三十八条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 いん行若しくはわいせつ行為又はこれらの行為を教え、見せ、若しくは聞かせる行為
- 二 とばく又は暴行
- 三 飲酒又は喫煙
- 四 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の不正な使用
- 五 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第六号に掲げる向精神薬をいう。以下同じ。)の不健全な使用
- 六 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品等で規則で定めるもの(以下「特定薬品等」という。)の不健全な使用

(昭五四条例二四・全改、平一七条例一八・旧第十四条繰下・一部改正、平二五条例一五・一部改正)

(非行助長行為の禁止)

- 第三十九条 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為又は道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第八条、第十七条、第二十条、第二十五条の二、第六十八条若しくは第七十六条第四項の規定に違反する行為を行うように指示し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為を行わせる目的をもつて金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。
- 2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部とする前項に規定する行為を行うことを目的とする集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、これらの行為を行うことを目的とする集団に加入することを強要し、若しくは勧誘し、若しくはこれらの行為を行うことを目的とする集団から脱退することを妨害してはならない。

(平八条例一一・追加、平一七条例一八・旧第十四条の二繰下)

(青少年への勧誘行為等の禁止)

第三十九条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 青少年が着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を買い受け、交換し、若しくは売却する委託を受け、又はこれらの行為に係る勧誘をすること。
- 二 接待飲食等営業(風適法第二条第一項第一号に該当する営業をいう。)の客となるように勧誘すること。
- 三 性風俗関連特殊営業(風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において、客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(平二五条例一五・追加、平二八条例二・一部改正)

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第四十条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はその周旋をしてはならない。

(平一七条例一八・追加)

(家出等の疑いがある青少年の保護)

- 第四十一条 何人も、保護者に同伴されず、かつ、その挙動その他周囲の事情から、明らかに家出した疑いがあり、又は自殺するおそれ若しくは何らかの犯罪の被害者となるおそれがあると認められる青少年を発見したときは、速やかに警察署、児童相談所、福祉事務所その他の関係機関(以下「警察署等関係機関」という。)に通知するように努めなければならない。
- 2 人を雇用しようとする者又は旅館業法(昭和三十三年法律第百三十八号)第二条に規定する旅館業を営む者は、前項の青少年が雇用されることを申し込み、又は客として宿泊したときは、速やかにその旨を警察署等関係機関に届け出なければならない。

(昭五四条例二四・一部改正、平一七条例一八・旧第十五条繰下、平二五条例一五・一部改正)

(特定薬品等の販売等の制限)

第四十二条 何人も、不健全に使用することを知つて青少年に特定薬品等を販売し、又は授与してはならない。

(平二五条例一五・全改)

(酒類、たばこ販売に係る環境の整備)

第四十三条 酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。)又はたばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に規定する製造たばこをいう。)の販売を業とする者は、その事業活動に関し、青少年が酒類及びたばこを入手できない環境の整備に自ら努めるとともに、県が実施する青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。

2 酒類又はたばこの自動販売機を設置し、又は管理する者(次項において「設置者等」という。)は、青少年による自動販売機の利用を防止するため、自動販売機を屋内その他適正な管理が行える場所に設置するように努めなければならない。

3 設置者等は、屋外に設置する自動販売機(成人識別装置(購入する者が成人であることを確認する機能を有する装置をいう。)を装備し、当該装置を常時作動させているたばこの自動販売機を除く。)による販売を午前五時から午後十一時までとするように努めるものとする。

(平一七条例一八・追加、平二二条例九・一部改正)

(保護者等への通知)

第四十三条の二 何人も、青少年が向精神薬又は特定薬品等を使用したことにより応急の救護を要すると認められる状態になっているのを知ったときは、速やかにその旨を警察署等関係機関に通知しなければならない。

2 何人も、次に掲げるときは、保護者又は警察署等関係機関に通知するよう努めなければならない。

一 青少年の非行が行われ、又は行われるおそれがあると認めたとき。

二 青少年が向精神薬又は特定薬品等を不健全に使用していると認めたとき。

(平二五条例一五・追加)

第四章 大分県青少年健全育成審議会

(平一七条例一八・追加)

第四十四条 次に掲げる事務を行うため、大分県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 第十四条の規定による優良な興行等の推奨、第二十条の規定による有害な興行の指定、第二十一条の規定による有害な図書等の指定及び第二十三条の規定による有害ながん具類等の指定について意見を述べること。

二 その他青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議すること。

2 審議会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する委員二十人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に、第一項に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(平一七条例一八・追加)

第五章 雑則

(平一七条例一八・章名追加)

(立入り、調査等)

第四十五条 知事の指定した者又は警察官は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業の時間内において、質屋、古物商、興行場その他の営業の場所に立ち入り、調査し、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に質問することができる。

2 知事の指定した者又は警察官は、前項の規定による立入り、調査等を行うときは、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り、調査等は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げないように努めなければならない。

(昭五四条例二四・平四条例一七・一部改正、平一七条例一八・旧第十七条繰下)

(施行規則)

第四十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例一八・追加)

第六章 罰則

(平一七条例一八・章名追加)

(罰則)

第四十七条 第三十七条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第三十七条第二項又は第四十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第八項、第二十四条第四項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の規定による知事の命令に違反した者

二 第三十三条の規定による警察職員の命令に違反した者

三 第三十四条の規定による公安委員会の命令に違反した者

四 第三十八条の規定に違反した者

4 第三十七条の二の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第二十条第四項の規定に違反して有害興行を青少年に見せ、又は聞かせた者
 - 二 第二十一条第五項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に違反した者
 - 三 第二十三条第五項の規定に違反して同条第一項第一号に該当する有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けた者
 - 四 第二十六条第一項又は第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第十七条第二項、第十八条、第十九条、第三十九条第一項又は第三十九条の二の規定に違反した者
 - 二 第二十条第四項の規定による掲示をしなかつた者
 - 三 第二十三条第五項の規定に違反して同条第一項第二号に該当する有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けた者
 - 四 第四十五条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定により資料の提出を求められた場合に、正当な理由がなくてこれに応ぜず、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をなした者
- 7 第十七条第二項、第十八条、第十九条、第二十条第四項、第二十一条第五項、第二十三条第五項、第二十九条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第三十九条の二、第四十条又は第四十二条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項、第二項、第三項第四号、第五項第一号、第二号(第二十四条第一項若しくは第二項又は第三十条の規定に係る部分を除く。)若しくは第三号又は前項第一号若しくは第三号の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(昭五四条例二四・全改、平四条例一七・平八条例一一・平一四条例二四・一部改正、平一七条例一八・旧第十八条繰下・一部改正、平二五条例一五・平三〇条例五六・一部改正)

(両罰規定)

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(昭五四条例二四・昭五八条例七・一部改正、平一七条例一八・旧第十九条繰下、平二〇条例一二・一部改正)

(青少年に対する免責)

第四十九条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

(昭五四条例二四・追加、平一七条例一八・旧第二十条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則(昭和五二年条例第四〇号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和五四年条例第二四号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 自動販売機により図書等を販売することを業とする者であつて、この条例の施行の際現に自動販売機の使用を開始しているものは、この条例の施行の日から三十日以内に、当該自動販売機について第十一条の二第七項前段に規定する事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、第十一条の二第七項前段の規定による届出をしたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和五八年条例第七号)

この条例は、昭和五十八年六月一日から施行する。

附 則(昭和五九年条例第三二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第四号)

この条例は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第一七号)

この条例は、平成四年七月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定(「第十一条の二第五項」を「第十一条第七項、第十一条の二第五項」に改める部分は除く。)は、同年五月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第一一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者であつて、この条例の施行の際現に自動販売機等を設置しているものは、改正後の第十一条の五第一項に規定する自動販売機等を設置しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「設置する日の十五日前までに」とあるのは、「平成八年七月三十一日までに」とする。
- 3 前項の規定により届出をした者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から六月を経過する日までの間は、改正後の第十一条の四の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際現にツーショットダイヤル等営業を営んでいる者については、改正後の第十二条の二第一項に規定するツーショットダイヤル等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「営業を開始する日の三十日前までに」とあるのは、「平成八年七月三十一日までに」とする。
- 5 前項の規定により届出をした者で改正後の第十二条の三第一項に規定する区域内でツーショットダイヤル等営業を営んでいるものの当該ツーショットダイヤル等営業については、施行日から二年を経過する日までの間は、同項の規定は適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の第十二条の六第一項に規定する利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「設置する日の十五日前までに」とあるのは、「平成八年七月三十一日までに」とする。
- 7 前項の規定により届出をした者については、改正後の第十二条の三第一項に規定する区域内で利用カードを販売している場合は施行日から六月を経過する日までの間、同項の区域の外で利用カードを販売している場合は施行日から五年を経過する日までの間は、改正後の第十二条の五の規定は適用しない。
- 8 この条例の施行の際現に表示されている広告物については、施行日から三月を経過する日までの間は、改正後の第十二条の七第一項の規定は適用しない。

附 則(平成一一年条例第四四号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年条例第二四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の青少年のための環境浄化に関する条例第十二条の六第一項の規定により届出て自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の青少年のための環境浄化に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十二条の四第一項の規定による届出をした者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に表示されているツーショットダイヤル等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る広告物については、この条例の施行の日から一月を経過する日までの間は、改正後の条例第十二条の五第一項の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年条例第一八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、第十一条の三第三項及び第十二条の三の改正規定は、平成十八年一月一日から施行する。
(大分県青少年問題協議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 大分県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年大分県条例第七十七号)

二 青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例(平成十三年大分県条例第四十一号)

附 則(平成一八年条例第五一号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一二号)

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第九号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二八年条例第二号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第四〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第一条(大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第二条の表及び第十三条の改正規定を除く。)、第二条及び第三条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第五六号)

この条例は、平成三十一年二月一日から施行する。

附 則(令和五年条例第一二号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。